

2022-2024年度課題別研修「ジェンダーに基づく暴力の撤廃」  
に係る参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構東京センター（以下「JICA 東京」という。）は、以下の業務について、参加意思確認書（様式1）の提出を公募します。

本業務は、参加者が日本や世界のジェンダーに基づく暴力（SGBV）課題に対する対策について相互理解を深め、予防、被害者の保護・自立支援を中心とした SGBV 対策の改善策を検討することを目的として行うものです。

本業務の遂行にあたっては、独立行政法人国立女性教育会館（以下「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算した上で契約を締結する予定です。

特定者は 1977 年に文部省の附属機関として設立され、設立以来国内外の女性教育指導者その他の女性教育関係者に対する研修及び女性教育に関する専門的な調査及び研究等を実施してきました。外国人を対象とした男女共同参画推進にかかる交流や研修には累計 500 人以上の受入実績があり、ジェンダーに基づく暴力についてもセミナー開催実績を有する等、同分野における専門的知識及び豊富な研修実施運営ノウハウを有しています。

これら実績において、本研修講義の構成、講師や視察先のアレンジ、および本研修の進行監理として同様の手配・調整において問題なく行うことが出来ると想定されます。

特定者は、以下の「2 応募資格」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えていますが、特定者以外の者で応募資格を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1. 業務内容

(1) 業務名：

2022-2024 年度課題別研修「ジェンダーに基づく暴力の撤廃」に係る研修委託契約

(2) 案件概要：

「研修委託契約業務概要」（別紙2）のとおり

(3) 研修コース実施期間（2022 年度）：

2022 年 11 月 1 日から 2023 年 1 月 31 日まで（予定）

(4) 契約履行期間（2022 年度）：

2022 年 10 月上旬から 2023 年 3 月下旬まで（予定）

※2023 年度、2024 年度の実施時期未定。契約履行期間には、事前準備期間及び事後

整理期間を含む。

※2022年度の研修は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大等の影響により、オンライン研修を実施します。2023年度・2024年度は来日研修を含むことを想定しますが、状況によってはオンライン研修とする可能性があります。

## **2. 応募要件**

（1）基本的要件：

- 1) 公示日において、令和01・02・03年度全省庁統一資格の競争参加資格（以下、「全省庁統一資格」という。）を有する者。
- 2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。
- 3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。

ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。

イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。

- 4) 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、及び当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加資格を無効とします。

ア. 提出者の役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。

- エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
  - オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
  - カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
  - キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
  - ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。
- 5) 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。（中小規模事業者(※2)については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）
- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
  - イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
  - ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
  - エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

(※1) 特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個

人情報をいう。

(※2)「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が100人以下の事業者であつて、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

(2) その他の要件：以下の経験・要件を有すること。

- ①案件受託上の条件として、2022年度案件を第一回目として受託し、2024年度まで計三回、同一案件を受託可能であること。なお、2022年度案件を受託した者とは、業務実施状況に特段の問題がない限り、2024年度案件まで随意契約を行う予定である（但し、研修対象国の状況など予期しない外部条件の変化が生じた場合を除く）。また、契約は、年度ごとに業務量、価格等について見直しを行ったうえで締結する。
- ②業務を遂行する法人としての能力を有すること。
- ③業務を統括するための統括責任者を選任し、機構担当者と密接な連絡を保ちつつ、研修業務が円滑に進むような体制を構築すること。
- ④ジェンダーに基づく暴力関連のオンライン研修及び対面研修（講義/演習等）を実施した経験を有すること。

### 3. 手続きのスケジュール

(1) 参加意思確認申請書の提出	提出期間	2022年3月18日（金）正午まで
	提出場所	JICA 東京 産業開発・公共政策課
	提出書類	下記、※参照のこと。
	提出方法	郵送またはメール（※郵送（配達記録の残るものに限る）する場合は提出期限必着。メールの場合は、下記欄外の「メール送信の際の留意点」を参照の上、提出期限までに必着で送信すること。）

(2) 審査結果の通知	通知日	2022年3月25日(金)より以前に通知
	通知方法	メールで連絡、オリジナルは郵送
(3) 応募要件無し の理由請求	請求場所	JICA 東京産業開発・公共政策課
	請求方法	郵送(配達記録の残るものに限る) 提出期限必着。
	請求締切日	2022年3月28日(月)
	回答予定日	2022年3月31日(木)
	回答方法	郵送またはメール

※提出書類について

- 1) 公募参加確認書(様式1)及びその添付書類(法人概要、パンフレット等)
- 2) 令和01・02・03年度全省庁統一資格の資格審査結果通知書の写し
- 3) 誓約書(様式2)

(4) 提出場所・メールアドレス

〒151-0066 東京都渋谷区西原 2-49-5

JICA 東京 産業開発・公共政策課 (担当: 吉田)

電話: 03-3485-7630 Email: tictip@jica.go.jp

【メール送信の際の留意点】

- ・メールの受信制限があるところ、送付メールの容量は20MB以下とすること。
- ・データ容量が大きい場合は、上記、参加意思確認書(様式1)のPDFデータを受領後1営業日以内に、提出された「参加意思確認書」に記載されているメールアドレスに対して、大容量データ受け渡しサイト(GIGAPOD)のURLと同URLにログインするためのIDとパスワードをメールで送付する(ただし、パスワードについては、別メールにて送付する)。同URLにアクセスし、IDとパスワードを入力してログインの上、提出する書類を同サイトにアップロードした後、必ずメールにて担当者へ一報すること。
- ・上記大容量データ受け渡しサイト(GIGAPOD)が利用できない場合は、郵送で提出すること。
- ・JICA東京では、受信内容を確認の上、24時間以内に(土・日・祝日を挟む場合は翌営業日の17時までに)受信確認メールを送付するが、万一連絡がない場合は、JICA東京へ問い合わせをすること。メール提出時刻から24時間以内の問い合わせは原則

受け付けないので、電子メールにより提出する場合は早期の提出を推奨する。

#### **4. その他**

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記3.(3)を参照ください。)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名競争入札(総合評価落札方式)または指名による企画競争を行います。その場合の日時、場所等の詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して、別途連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (10) 契約保証金：免除します。
- (11) 共同企業体の結成：認めません。

以上

2022-2024 年度課題別研修「ジェンダーに基づく暴力の撤廃」  
研修委託契約 業務概要

以下の記載は、2022 年度に係るものである。2023 年度、2024 年度については、別紙 1 「業務仕様書」 2. 応募要件 (2) その他の要件 ①を参照。

## 1. 研修コース概要

### (1) 研修コース名

課題別研修「ジェンダーに基づく暴力の撤廃」

### (2) 背景

ジェンダーに基づく暴力 (Sexual and Gender-based Violence: SGBV) は、女性や少女の心身の健康や人権を脅かし、地域の社会や経済に多大なダメージや損失をもたらす深刻な社会課題である。現在、世界の 3 人に 1 人の女性が、社会文化的に構築された固定的な性役割や性規範を背景に身体的・性的暴力を受けている。これらの被害による世界経済の損失は、医療や社会福祉の増加や女性の労働生産性の低下による影響を含め、年間 1.5 兆ドルにのぼるとも試算されている。

JICA は、女性や少女が尊厳をもって安全に、それぞれの能力を発揮して生きていくことができる社会の実現に向けて、SGBV の撤廃に向けた取り組みを推進している。具体的には、「被害者中心アプローチ」に基づいて、SGBV 被害者の保護・救済および自立・社会復帰に向けた支援システム が整備・強化されるために、人材育成・能力強化や、政策・制度およびインフラの整備を行う。同時に、暴力の根幹である固定的な性役割や社会規範、男性を優位とする価値観や不平等な関係を解消するため、地域や社会の意識と行動変容を促していく。これにより、被害を受けた女性や少女がその沈黙を破るとともに、心身の健康の回復と自立・社会復帰に向けて適切な支援サービスを受けることができる社会の構築をめざす。

この方針の下、JICA は 2009 年からメコン川流域地域における人身取引対策事業を展開し、2021 年には南スーダンとパキスタンに「ジェンダーに基づく暴力の撤廃アドバイザー」を派遣する等、SGBV 対策に係る事業を進めてきている。今後より広い地域での展開を目指し、SGBV 課題に関する日本の取組みと相互理解の促進を目的として、課題別研修を実施する。本研修では、国際的なスタンダードである被害者中心アプローチに基づく支援のあり方や、SGBV に向けた日本の関連政策や制度、行政および民間の取組みについて学ぶ機会を提供する。また、研修員が互いの出身国・地域における取組みから学び合い、各国の取組み強化に向けたアクションプランを作成することを支援する。

### (3) 案件目標

参加者が日本や世界の SGBV 課題に対する対策について相互理解を深め、予防、被害者の保護・自立支援を中心とした SGBV 対策の改善策を検討する。

### (4) 研修で達成される成果

- 1) SGBV 被害に関する世界の現状と課題、その撤廃に向けた国際潮流について理解する。
- 2) SGBV 課題全般に関する理解を深める。(SGBV とは何か、SGBV が起こる背景・根本的要因、SGBV の形態や特徴、SGBV 被害による社会的・経済的・心理的影響とコスト)
- 3) 日本における SGBV の撤廃に向けた法律や政策・制度、行政および民間における SGBV 被害者支援に向けた取組みの現状や課題を理解する。(例：警察、地方自治体、女性相談センター、配偶者暴力相談支援センター、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、SGBV 被害者の保護／自立・社会復帰を支援する行政および民間の施設等の取組)
- 4) SGBV 被害者支援において必要となる心構えやスキルを理解する。(被害者中心アプローチ、相談支援に関するスキル、心理的トラウマに関する理解、セルフケア等)
- 5) SGBV 課題に関する各国のグッドプラクティスや課題を抽出・分析する。
- 6) 上記を踏まえ、各国における SGBV 対策の改善策がアクションプランにとりまとめられる。

### (5) 技術研修期間 (予定)

【遠隔研修】2022年11月1日から2023年1月31日まで

### (6) 人数 (予定)

14名 (応募状況や選考の過程で、増減の可能性あり)

### (7) 研修対象国 (予定)

サモア、パレスチナ、ボツワナ、エチオピア、ケニア、レソト、リベリア、マラウイ、ナミビア、ルワンダ、コンゴ民主共和国、南スーダン

### (8) 対象研修員

- 1) ジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進するナショナル・マシーナリー (女性省等) や、その他の関連省庁や自治体、公的シェルター等の関連組織に従事する者



2) 民間シェルターや NGO/NPO などの市民社会組織に従事する者

(9) 使用言語

英語 (\*原則、JICA が通訳を手配して対応する)

(10) 研修コース概要

研修は全てオンラインにより実施する。初日にプログラムオリエンテーション(研修概要説明)を実施し、講義、発表、演習、討議を組み入れる。最終日に評価会を行い、研修員からの意見を聴取する。

## 2. 委託業務の内容

(1) 契約履行期間(予定)

2022年10月上旬～2023年3月下旬

(この期間には、事前準備・事後整理期間を含みます)

(2) 業務の概要

参加者が日本や世界のジェンダーに基づく暴力(SGBV)課題に対する対策について相互理解を深め、予防、被害者の保護・自立支援を中心とした SGBV 対策の改善策を検討することを目的とし、必要な知識や技術に関する研修を行う。

(3) 詳細

- 1) 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
- 2) 講師・見学先・実習先の選定
- 3) 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信
- 4) 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- 5) 講師・見学先への連絡・確認
- 6) JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
- 7) 講義室・会場等の手配
- 8) 使用資機材の手配(講義当日の諸準備を含む)
- 9) テキストの選定と準備(翻訳、印刷業務を含む)
- 10) 講師への参考資料(テキスト等)の送付
- 11) 講師からの原稿等の取り付け、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及びJICAへの報告
- 12) 講師・見学先への手配結果の報告
- 13) 研修監理員との連絡調整
- 14) コースオリエンテーションの実施

- 15) 研修員の技術レベルの把握
- 16) 研修員作成の技術レポート等の評価
- 17) 研修員からの技術的質問への回答
- 18) 研修旅行同行依頼文書の作成・発信
- 19) 評価会、技術討論会（各種レポート発表会含む）の準備、出席
- 20) 閉講式実施補佐
- 21) 研修監理員からの報告聴取
- 22) 講義・見学先謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
- 23) 業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
- 24) 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却

以上の1)～24)について、オンライン研修実施に必要な手配・手続きを含む。

#### （４）研修受託上の工夫

インターラクティブな研修となるよう討議の時間を多く設定すること

### 3. 留意事項

（１） 当機構は、本研修コース実施にあたって英語－日本語の逐次通訳等を行う研修監理員を1名配置予定です。研修監理員は、JICAが実施する研修員受入事業において、JICA、研修員及び研修実施機関の三者の間に立ち、当該言語を使用しつつ（通訳）、研修員の研理解を促進し、研修効果を高め、研修進捗状況を現場で確認する等、研修コースでの現場調整を行う人材です。JICAは登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研修コースの特性等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を発注します（委任契約）。

（２） 研修員及び同行者（上限1名）の研修旅行にかかる国内移動・宿泊については、当機構が別途委託している旅行会社が手配を行います。

（３） 本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更となる可能性があります。

（４） 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、契約書等については、以下JICA HPを参照願います。

[https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr\\_japan/guideline.html](https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html)

以 上

年 月 日

## 参加意思確認書

独立行政法人 国際協力機構  
東京国際センター 契約担当役 殿

提出者 (法人番号)  
(所在地)  
(貴社名)  
(代表者役職氏名) 印  
(メールアドレス)

2022年度課題別研修「ジェンダーに基づく暴力の撤廃」に係る参加意思確認公募について応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

### 記

#### 1 組織概要

※組織概要について記載すること（パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付すること）。

#### 2 応募要件に関する記述

※ 公募に掲げる応募要件を満たしている状況等について記載すること。

※ サイズ：A4版縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

#### 3 付属書類

※ 令和元・2・3年度全省庁統一資格の資格審査結果通知書（写）

以上

提出日： 年 月 日

## 誓 約 書

独立行政法人 国際協力機構  
東京センター  
契約担当役 殿

2022 年度課題別研修「ジェンダーに基づく暴力の撤廃」の競争参加資格の確認を受けるに際し、以下に記載の事項について誓約します。

なお、当該記載事項に係る誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、競争参加資格が無効となることに同意します。

住 所  
法 人 名  
法 人 番 号  
役 職 名  
代 表 者 氏 名 役職印

## 1 反社会的勢力の排除

競争から反社会的勢力を排除するため、以下のいずれにも該当しないこと。

- ア. 競争参加者の役員等（競争参加者が個人である場合にはその者を、競争参加者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、応札者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

## 2 個人情報及び特定個人情報等の保護

社として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。

（中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）

- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
- イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
- ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
- エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

（※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

（※2）「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が100人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

以 上